

HAIR WORLD JAPAN CUP OPEN 2024 (第76回全国理容競技大会)

〈ご 案 内〉

と き 令和6年10月21日(月)
と ころ 愛媛県武道館
(松山市市坪西町551番地)

主 催 全国理容生活衛生同業組合連合会
主 管 四 国 協 議 会
実 行 愛媛県理容生活衛生同業組合

大会要項

1. と き 令和6年10月21日(月)
2. と ころ 愛媛県武道館(愛媛県松山市市坪西町551)
3. 競技種目
 - 【第1部門】 クラシカルフリースタイル
カット・スタイリング35分
クラシカルな雰囲気を取り入れた、今を感じさせるデザイン。
 - 【第2部門】 レディス・クリエイティブヘア
カット・スタイリング35分
未来や過去をオマージュした、創造性を感じさせるトータルコーディネートスタイル。
 - 【第3部門】 Hair Creation - 2024 ラ・ソアー(高く舞い上がる)
ブロッキング・カット・スタイリング35分
「Soar」が提案するパーソナルファッションを表現した、若年層がターゲットのヘアスタイル。 マドンナカット
 - 【第4部門】 坊っちゃん・マドンナカットの2作品
カット・スタイリング35分(2スタイルつくること)
サロンヘア向きの「令和」の坊っちゃん刈り、マドンナカット。
 - 【第5部門】 ヘアピース(アデランスカップ)
カット・スタイリング35分
4. 選手数 国内の選手数は組合員数に応じ、別に組合ごとに割り当てるところによる。
5. 出場資格 組合員及びその従業員であることを原則として、広く海外からの出場者も促す。
第4部門については、各都道府県組合が認める理容師養成校の理容科生徒(生徒の年齢制限はなし)も出場可能とする。
※海外からの出場選手は全国理容連合会が認めた者であること。
6. 出場制限 出場は1人1部門とする。
7. 表彰 個人賞 第1～3部門は各上位8名(優勝、2位、3位、敢闘賞5名)を表彰する。第4～5部門については上位3名表彰を基本とする。
8. 出場申込 連合会所定の出場申込書に所定事項を明記し、出場料を添えて申し込むこと。
9. 大会出場料 大会出場料は選手1名につき10,000円とする。
10. 申込締切日 令和6年8月9日(金)

坊っちゃん刈り



申込先 〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4

全国理容生活衛生同業組合連合会 競技大会係

11. 留意事項
- (1)選手はマネキンモデルを人間モデル同様と考え、通常人間モデルでは行わない行為は慎むこと。
 - (2)選手は大会の主旨をよく理解し、競技の勝敗にとらわれることなく、理容業の本質をわきまえ、消毒衛生の遂行並びに容姿、態度等に十分留意すること。
 - (3)選手は大会要項及び競技事項に定められた事項を順守すること。
 - (4)選手は競技事項にもとづく用具のほか、刈布、タオルを持参すること。
 - (5)モデル審査会場と競技会場が異なる場合、モデル審査終了後のマネキンは実行委員により競技会場に搬入される。
 - (6)モデル審査の結果に対し不服のある選手は、出場を取り消す場合がある。
 - (7)選手のテーブル番号は大会当日発表する。
 - (8)選手は組合ごとにデザインされたユニフォームを着用し、左胸に「所属都道府県名」（タテ8cm・ヨコ12cm）を表示すること（海外選手は自由）。
 - (9)選手の器具等の事故は、選手の責任とする。
 - (10)選手は大会当日の「表彰式」にユニフォームを着用し、マネキンを持参し参加すること。
 - (11)選手は競技中に手首から指先に一切の付属品を付けないこと（腕時計は可とする）。但し、取り外すことが困難な場合、競技会場において監視委員に申告すること。
 - (12)器具は床の上に置かないこと。
 - (13)競技中に時計（タイマー）を使用する場合は、アラーム等、音を出さないこと。
 - (14)電気機器の容量は一人当たり1,000Wまでとする。
 - (15)選手は競技用のスタンドクランプと審査用のテーブルクランプを持参すること。

競 技 事 項

1. 各部門共通禁止事項

- (1)競技時間開始前にマネキンヘッドに触れること。
- (2)ヘアアクセサリ、つけ毛等をモデルに装着すること（ヘアピース部門のヘアピースを除く）。
- (3)カラースプレー、カラーパウダー及びそれに類似するものを使用すること。
- (4)電気器具を複数台コンセントにつなぐこと。

2. 減点事項

次に掲げる項目に該当する場合は減点とする。

- (1)所定の技術及び髪型に適合しない場合。
- (2)競技時間を超過した場合。
- (3)所定の用具、整髪料以外のものを使った場合。
- (4)モデル審査を受けていないモデルを使った場合。
- (5)モデルに傷を与えた場合。
- (6)各部門共通禁止事項を守らない場合。
- (7)刈布、タオルをつけていない場合。
- (8)競技完了の表示を行わなかった場合。
- (9)監視委員の指示に従わなかった場合。

3. 競技完了の表示

各部門ともすべて競技完了の表示は、刈布、タオルを外し、モデルを審査用のテーブルランプに移動し、モデルから一步後方に退いた後、手を挙げて行うこと。

4. モデル審査に関する事項

- (1)マネキンの底以外に、氏名等を書き込まないこと。
- (2)カット以外の事前処理は自由。但し、1部はカラー以外の薬液処理は禁止とする。
- (3)競技出場前の所定の時間に集合し、選手受付後、首にゼッケン番号を貼付したマネキンを選手がモデル審査会場に搬入し、モデル審査を受けるものとする。衣装を付けない状態でモデル審査を受けること（ヘアピース部門はヘアピースを装着した状態でモデル審査を受けること）。
- (4)洗髪後の乾燥した状態で、頭部全体のいずれかの一部分（約2cm²）の毛髪3cmのカットをモデル審査委員より受け、その後、毛髪を十分に濡らすものとする。但し、第4部門のモデルについては毛髪は濡らさないこと。
- (5)マネキン設置後は、選手はモデルに接触できないものとする。
- (6)メイクチェックは選手が競技時間内に行うものとする。
- (7)モデル審査において疑義のあった場合、選手は入場後アテンションカードにより競技エリア内で伝達される。

5. 競技種目に関する事項

【第1部門】 クラシカルフリースタイル

- (1)モデル規定
 - ①モデルはメンズマネキン。
 - ②ヘアは総体的にブラント状が確認でき、3cm以上カットできるモデルであること。
 - ③カラー以外の薬液処理がされていないモデルであること。
- (2)競技規定
 - ①カットは総体的に3cm以上行うこと。
 - ②男性らしいフォルムに似合わせたデザイン性を感じさせるスタイルであること。
 - ③ヘアラインは男性らしいシャープな仕上がりで、バックには鮮やかな色彩を施すこと。

- ④ヘアカラーは黒のほか2色以内にする。
- ⑤競技中はスタンドクランプを使用すること。競技終了時には必ずテーブルにつけた審査用のテーブルクランプにマネキンを着用すること（クランプは持参すること）。
- (3)競技時間 カット・スタイリング35分（但し、開始15分以内にスタイリングに入ってはならない）。
- (4)用 具 自由（但し、クリッパー、トリマーは使用不可）。
- (5)整 髪 料 自由。
- (6)衣 装 マネキンにはヘアデザインに合わせた衣装を、競技終了後に設ける1分間の衣装着用時間内に着用させること。
- (7)審査規定 審査は作られたヘアスタイルが競技規定に則っているかをみる。

【第2部門】 レディス・クリエイティブヘア

- (1)モデル規定 ①モデルはレディスマネキン。
②ヘアは総体的にブラント状が確認でき、3 cm以上カットできるモデルであること。
- (2)競技規定 ①カットは総体的に3 cm以上行うこと。
②未来や過去をオマージュした、創造性を感じさせるヘアスタイルであること。
③ヘアデザインに合わせ、メイク・衣装をトータルコーディネートすること。
④競技中はスタンドクランプを使用すること。競技終了時には必ずテーブルにつけた審査用のテーブルクランプにマネキンを着用すること（クランプは持参すること）。
- (3)競技時間 カット・スタイリング35分（但し、開始25分以内にスタイリングに入ってはならない）。
- (4)用 具 自由。
- (5)整 髪 料 自由。
- (6)衣 装 マネキンにはヘアデザインに合わせた衣装・装飾品を、競技終了後に設ける1分間の衣装着用時間内に着用させること。
- (7)審査規定 審査は作られたヘアスタイルが競技規定に則っているかをみる。

【第3部門】 Hair Creation—2024 ラ・ソアー（高く舞い上がる）

- (1)モデル規定 ①モデルはマネキン。メンズ、レディスは問わない。
②ヘアは総体的にブラント状が確認でき、3 cm以上カットできるモデルであること。
- (2)競技規定 ①カットは総体的に3 cm以上行うこと。
②「Soar」が提案する、パーソナルファッション^{ソアー}を表現した、若年層をタ

- ーゲットとしたヘアスタイルを表現すること。
- イ) メンズAWは、ラウンドにシェープされたフォルムとツブロックカット、スパイラルパーマ、ノーパートスタイリングのバランスを表現すること。
- ロ) レディースSSは、ラウンドにシェープされたフォルムとスパイラルパーマ、ノーパートスタイリングのバランスを表現すること。
- ③ 「Soar」が提案するブロッキングを必ず行うこと。
- ④ 「Soar」の提案するパーマが施されていること。
- ⑤ 「Soar」の提案するヘアカラーが施されていること。
- ⑥ 競技中はスタンドクランプを使用すること。競技終了時には必ずテーブルにつけた審査用のテーブルクランプにマネキンを装着すること（クランプは持参すること）。
- (3)競技時間 ブロッキング・カット・スタイリング35分（ブロッキング3分、インターバル1分、カット・スタイリング31分）。但し、カット開始後24分以内にスタイリングに入ってはならない。
- (4)用 具 自由（但し、クリッパー、ヘアブラシ、ヘアアイロンの使用は禁止）。
- (5)整 髪 料 自由。
- (6)衣 装 マネキンには「Soar」のコンセプトに合わせた衣装を、競技終了後に設けられる1分間の衣装着用時間内に着用させること。
- (7)審査規定 審査は作られたヘアスタイルが競技規定に則っているかをみる。

【第4部門】 坊っちゃん・マドンナカット

- (1)モデル規定 ①モデルはメンズ、レディースのマネキン。
②ヘアは総体的に3 cm以上カットできるモデルであること。
- (2)競技規定 ①競技は坊っちゃんヘアから入り、次にマドンナカットに入る。なお、カットは総体的に3 cm以上行うこと。
②創造性ある令和の時代のメンズまたレディースヘアスタイルで、サロンヘアであること。
③競技中はスタンドクランプを使用すること。競技終了時には必ずテーブルにつけた審査用のテーブルクランプに坊っちゃん・マドンナカットのマネキンをそれぞれ装着すること（クランプは持参すること）。
- (3)競技時間 坊っちゃん・マドンナのメンズ、レディースの2スタイルを35分（但し、開始15分以内にマドンナカットに入ってはならない）。
- (4)用 具 自由。
- (5)整 髪 料 自由。
- (6)衣 装 マネキンにはヘアデザインに合わせた衣装を、競技終了後に設けられる2分間の衣装着用時間内に着用させること。
- (7)審査規定 審査は作られたヘアスタイルが競技規定に則っているかをみる。

審 査 事 項

1. 審 査 委 員

審査委員はそれぞれ次により分担し審査業務を行うものとする。

(1)委 員 長 審査委員を代表し、審査全般を監理するとともに、審査表（モデル審査表を含む）をそれぞれとりまとめ、精算委員長に提出するほか、この審査事項に定める以外とくに必要とする事項について定め、これを行う。

(2)副委員長 審査委員長を補佐し、審査委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(3)委 員 審査事項に定められた業務を行う。

(4)分 担 モデル審査担当9名（第1～3部門3名、第4部門3名、第5部門3名）、第1部門担当8名、第2部門担当8名、第3部門担当8名、第4部門は基本的には、消費者審査として、一般の方々より実行委員会で選任する。第5部門担当8名（(株)アデランスより1名含む）。

2. 審査結果の発表

審査結果に関する発表は、すべて審査委員長がこれを行う。

3. 審 査 要 項

〈審査の基準〉審査は作られたヘアスタイルが競技規定に則っているかをみる。

4. 審 査 時 間

各部門とも45分以内とする（但し、モデル審査時間を除く）。

5. 審査委員打合せ

審査委員は審査委員打合せに出席しなければならない。

6. 採点および審査の方法

(1)採点はすべて100点満点制とし、所定の審査表により行う（第4部門は別途定める）。

(2)得点数が同じときは、審査委員長がその順位を決定する（委員長の採点は精算に加えないものとする）。

(3)仕上がり審査時のモデルについて、必ずテーブルに固定のクランプに装着し、審査を受けるものとする。

7. モ デ ル 減 点

モデル審査はその公正を期するため、5点以内のモデル減点を行うことができるものとする（第4部門についてはこの限りではない）。

8. 審査表の取扱い

(1)審査委員は各審査終了後、速やかに審査表（モデル審査表を含む）を審査委員長に提出するものとする。

(2)不完全な審査表があった場合、審査委員長はその審査委員の採点をその部門を通じて無効とする。

(3)審査委員長は審査終了後、速やかに審査表（モデル審査表を含む）を精算委員長に提出するものとする。

監 視 事 項

1. 監 視 委 員 監視委員はそれぞれ次により分担し監視業務を行うものとする。
 - (1)委 員 長 監視委員を代表し、監視業務全般を監理するほか、この監視事項に定める以外とくに必要とする事項について定め、これを行う。
 - (2)副委員長 監視委員長を補佐し、監視委員長に事故あるときはその職務を代理する。
 - (3)委 員 監視事項に定められた監視業務を行う。
2. 監 視 要 項 (1)減点事項等について監視するものとする。
(2)監視委員は各競技終了後、速やかに監視表を監視委員長に提出するものとする。
3. 監 視 結 果 監視結果について、監視委員長は必要に応じて、速やかに審査委員長に報告するものとする。
4. 監視委員打合せ 監視委員は監視委員打合せに出席しなければならない。

精 算 事 項

1. 精 算 委 員 精算委員は4名とし、うち1名が委員長、1名が副委員長、1名が計算担当委員、1名が記録担当委員にあたるものとし、それぞれ次により分担し、精算業務を行うものとする。
 - (1)委 員 長 精算業務全般を監理し、精算委員を代表するほか、この精算事項に定める以外とくに必要とする事項について定め、これを行う。
 - (2)副 委 員 長 精算委員長を補佐し、精算委員長に事故あるときはその職務を代理する。
 - (3)計算担当委員 精算における計算業務を監理し、その責に任じる。
 - (4)記録担当委員 精算における記録業務を監理し、その責に任じる。
2. 精 算 要 項 審査委員長より提出された審査表（モデル審査表を含む）をもとに、各選手の成績を精算するものとする。
3. 精算結果の報告 精算の結果は成績表にまとめ、精算委員長より審査委員長に報告するものとする。

その他の事項

ここに定める以外に大会運営について必要な事項は、全国理容競技大会運営規程、また実行組合と協議の上決定するものとする。
